

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年7月13日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 秋田県大館市花岡町字鳥内110

氏 名 株式会社明間ボーリング

代表取締役明間 高遠

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0186-46-2855

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社明間ボーリング
事業場の所在地	秋田県大館市花岡町字鳥内110
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

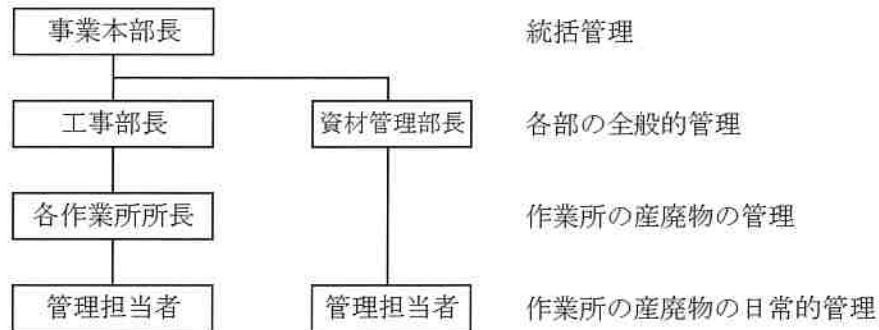
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	売上高など9億4千万円
③ 従業員数	37名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	当社から発生する産業廃棄物は、掘削工事現場より発生する汚泥、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くずである。 産業廃棄物は、再生利用されるもの以外はすべて外部委託処理される。



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	排出量	1513.56t	1.41 t	1.51 t	1.12 t	2.41 t	2.54 t
	（これまでに実施した取組） 仮設材の転用率の向上 梱包材の簡易化、再利用						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	排出量	990 t	0.9 t	0.9 t	0.9 t	1.5 t	1.5 t
	（今後実施する予定の取組） 廃泥水一時貯蔵タンクに屋根またはシートで覆い雨水が混入して処理量が増えな よう対策 仮設材の転用率の向上 梱包材の簡易化、再利用						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 鉄くずなどの廃棄物は、一つのカゴを設置して混合廃棄物で処理。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現場条件に適合した分別方法および品目を定める。 混合廃棄物は、それぞれカゴを設置して分別をおこなうことで低減する。

(第3面)

自ら行ふ産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）						
	再生利用可能処理施設がないため、再生利用した実績はない。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）						
	再生利用処理施設がないため、再生利用する予定はない。						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 3 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 中間処理施設がないため、中間処理および熱回収の実績はない。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 中間処理施設がないため、中間処理および熱回収の実施予定はない。						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に關する事項

①現状	【前年度（ 3 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）						
埋立処理施設がないため、埋立処分又は海洋投入処分をおこなった実績はない。							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）						
埋立処理施設がないため、埋立処理又は海洋投入処分の計画はない。							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 3 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	全 処 理 委 託 量	1513.56t	1.41 t	1.51 t	1.12 t	2.41 t	2.54 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	754.2t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）						
	再利用できる廃棄物以外は、すべて産業廃棄物として外部委託処理としている。 また、委託処理業者とは契約書に基づき、適正に場外運搬・処理を委託。						

(第5面)

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃泥水	金属くず	廃プラ	紙くず	木くず	混載
	全 処 理 委 託 量	990 t	0.9 t	0.9 t	0.9 t	1.5 t	1.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	990 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用業者に処理を委託、または、優良認定処理業者に委託するよう努める。						
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。